「至誠会」商標登録について

6月の社員総会で理事会メンバーの刷新以後、東京女子医科大学理事会で至誠会を認めない、新しい卒業生の会を作ると決定がありました。そのため最近になって、「至誠会」について商標登録されているか顧問弁護士に調べていただいたところ、学校法人東京女子医科大学が「東京女子医科大学同窓会至誠会」という名称で商標登録をしていることが判明しました。

当該商標は、出願日は理事会メンバーが変わって間もない令和5年7月24日、登録日が 令和5年12月28日となっています。

わざわざ至誠会を商標登録した状況では、このままですと、

- (1) 当会への使用差し止め請求が為されるのではないか、
- (2) 卒業生に誤認混同が生じてしまい当会の加入者が減少してしまうのではないか ということが懸念されます。
- 100 年続いている至誠会名称の存亡の危機と思わざるを得ません。

商標が登録されても、商標掲載公報(登録後に発行される商標公報のこと)発行の日から 2か月以内であれば、登録された商標は、本来商標を受けることができない商標であった こと(商標法4条1項各号)等を理由として、その取消しの申し立てができます(商標法 43条の2)。商標掲載公報の発行は、商標の設定登録から2週間程度後に行われます。 当該商標の設定登録日は、令和5年12月28日ですから、現時点では登録異議申し立て が可能です。1月の理事会において差し止め請求には賛成多数となり、顧問弁護士に差し 止め請求を依頼いたしましたことを至誠会員の皆様にご報告いたします。 令和6年1月24日丸義朗東京女子医科大学長からの一般社団法人至誠会への文書

「令和6年1月以後の本学における一般社団法人至誠会に関連する事項について」との 文書が届きました。

- 「至誠と愛推薦入試」至誠会として関与していただく必要はなくなります。
- ・「至誠会準会員会費の徴収 」令和6年度の入学生については本学で会費の徴収や手続き を行うことはありません。
- ・「入学式や卒業式など本学に関係する行事やイベント」至誠会として特別にご挨拶やご説明をしていただくご案内は差し上げません。
- ・「至誠会賞」至誠会賞規定を廃止しました。
- 「至誠会説明会」本学で開催することはいたしません。
- ・「至誠会第二病院のテニスコート」他の施設を利用することになりましたので、今後は利用いたしません。

以上のような状況で、学生と至誠会を分断することとなり、さらにテニスコート利用禁止など現役学生に不利益をきたしています。大学と卒業生の会とは従来は車の両輪として協力しながら大学を盛り立てる役割となっていました。このたびの学長からの文書に対して、一般社団法人至誠会としての対応を検討してまいりたいと思います。